

第 4 4 号 議 案

新宿区総合計画の議決に関する条例の一部を改正
する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区総合計画の議決に関する条例の一部を改正する
条例

新宿区総合計画の議決に関する条例（平成 19 年新宿区条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

題名中「新宿区総合計画」を「新宿区基本構想及び新宿区総合計画」に改める。

第 1 条中「基づき、」の次に「新宿区基本構想及び」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新宿区基本構想 新宿区基本構想審議会条例（昭和 60 年新宿区条例第 3 号）第 2 条の規定による新宿区基本構想審議会の答申（以下「答申」という。）を受けて定める新宿区（以下「区」という。）における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本的な構想をいう。

(2) 新宿区総合計画 答申を受けて定める区の基本計画（施策の方向性を示した行財政運営の指針をいう。）及び都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により定める区の都市計画に関する基本的な方針を総合化したものをいう。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

区長は、新宿区基本構想を策定するに当たっては、議会の議決を経なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

第 4 条中「前条第 1 項又は第 2 項」を「前条各項」に改め、「経て、」の次に「新宿区基本構想又は」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新宿区基本構想を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条
第 2 項の規定に基づく議決すべき事件とする必要があるため